

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公 印 省 略)

消防救急デジタル無線の更新・維持について（通知）

消防救急デジタル無線は消防救急活動における主たる通信連絡手段であり、このうち、共通波については緊急消防援助隊等の消防機関相互の応援活動における通信連絡手段として不可欠なものです。特に近年では自然災害が激甚化・頻発化し、商用通信網が使用不可となる状況も度々発生していることから、消防救急デジタル無線等の通信連絡手段の重要性が増しています。

一方、「消防救急デジタル無線共通仕様書第 1 版」（平成 21 年 9 月）に基づき、各消防本部において消防救急デジタル無線設備の整備が行われてきましたが、初期の整備から 10 年以上が経過し、設備の更新も検討される時期となってきています。

つきましては、消防救急活動における確実な通信体制を確保するため、消防救急デジタル無線の更新・維持について、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、管内の都市開発の進展による通信環境の変化などを踏まえた通信環境の改善や、近年の技術動向を踏まえた端末・システムの改良などの機能強化を伴う更新を行う場合には、下記のとおり地方財政措置を講じることとしています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 消防救急デジタル無線の機能強化（例）

①通信環境の改善

地域状況の変化による通信環境の悪化等に対応するための措置

- ・ 基地局・中継局の増設、出力変更、アンテナ改良
- ・ 基地局間の干渉を防止するための措置
- ・ 基地局選択や端末捕捉に係る機能の改良 等

②端末・システムの改良

消防救急活動のより円滑な実施に資するための措置

- ・ データ通信機能など新たな機能の付加
- ・ スピーカ、ディスプレイ等の改良や、端末の操作性向上
- ・ 端末・システムのメンテナンス性の向上 等

2. 地方財政措置

消防救急デジタル無線について、通信環境の改善や端末・システムの改良等の機能強化を伴う更新を行う場合は、緊急防災・減災事業債の対象となること（令和4年度以降）。

なお、緊急防災・減災事業債の対象は、上記1に例示するものに限らない。

総務省消防庁 国民保護・防災部防災課
防災情報室

電話：03-5253-7526

FAX：03-5253-7536

（消防救急デジタル無線に係る事項）

担当：中村、宇都、澤村、赤木

（地方財政措置に係る事項）

担当：竹本、中森